

4 担当部課等

部	課
電話	(内線)

- 注1 □のある欄には、該当する□内にレ点を記入してください。
- 2 郵送で開示請求をする場合は、本人又は代理人本人であることを確認することができる書類（以下「本人確認書類」という。）に加え、本人又は代理人本人の住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）を提出してください。なお、当該住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒く塗り潰してください。
 - 3 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合は、表面のみを複写し、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒く塗り潰してください。
 - 4 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）は、開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。
 - 5 委任状は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（開示請求の前30日以内に作成されたものに限る）を添付するか、委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください
 - 6 開示請求をした代理人が当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を届け出てください。